

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

（1）商号又は名称

（株）中央技術コンサルタンツ福岡支店

（2）住所

福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-1

2. 指名停止措置期間

令和7年9月5日 から 令和8年3月4日 まで

3. 指名停止措置理由

上記事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第9項に該当する。